

災害時緊急放送に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社コミュニティシェアFM（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、ラジオ放送を使用し、速やかに防災情報を提供することにより、和光市における被害の軽減を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定書における「災害」とは、地震、台風、暴風、大雨、洪水、その他の自然災害、及び大規模事故等をいう。

2 前項に定める災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、甲は、要請する必要があると認めたときは、乙に対し、緊急放送を要請するものとする。

3 この協定は、他の防災機関が発信している災害情報について、乙の放送を妨げるものではない。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、次のとおりとする。

（1） 甲は、乙の放送局に対して電話等により緊急放送を依頼し、FAX等により緊急放送要請書（様式1）を送付するものとする。

（2） 乙は、緊急放送要請書を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに他の放送に優先してこれを放送するものとする。又、必要と認めたときは、適宜繰り返し放送を行うものとする。

2 運用を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期

間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月7日

埼玉県和光市広沢1-5

甲 和光市

和光市長 柴崎 光子

埼玉県朝霞市東弁財1-7-24

乙 株式会社コミュニティシェアFM

代表取締役 槁本 太樹

様式 1 （第 3 条関係）

緊急放送要請書

年 月 日

株式会社コミュニティシェア FM
代表取締役 様

和光市長

災害時緊急放送に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

緊急放送内容	
再放送の要否	要 ・ 否
電話等要請日時	午前 月 日 午後 時 分
電話等要請者 及び応答者氏名	要 応 (和光市) (コミュニティシェア FM)
放送内容等における 和光市担当者	和光市 部 課 氏名 電話
その他（備考）	